

空港グランドハンドリング職種（航空貨物取扱作業）

作業の定義	航空輸送における空港地上支援業務に係るものであり、選定・仕分け・積付（又は解体）・登録までの作業をいう。（※1）		
	(※1) 作業の留意事項 ①決められた時間内に規定通り作業を確実に実施する。 ②お客さまの手元に迅速かつ確実にお届けする。 ③所定の教育/試験（安全、航空貨物保安、危険物）を受講又は受験し合格しなければならない。 (参考) 本審査基準は、鴻池運輸(株)が試験実施機関として行う空港グランドハンドリング職種である。		
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
必須業務 (移行対象職種・作業で必ず行う業務)	(1) 貨物取扱作業 ①貨物選定確認・仕分作業 1.個数、行先、外装ダメージ確認作業 2.貨物ラベルの確認作業 3.不備・異常発見時の報告 ②荷役準備作業（旅客機） 1.ULD使用前点検作業 2.非自走器材の使用前点検作業 3.不備・異常発見時の報告 ③荷役作業（旅客機） 【一般貨物】 1.ネット掛け/外し作業 2.貨物積付/解体補助作業	(1) 貨物取扱作業 ①貨物選定確認・仕分作業 1.個数、行先、外装ダメージ確認作業 2.貨物ラベルの確認作業 3.不備・異常発見時の報告 ②荷役準備作業（旅客機） 1.ULD使用前点検作業 2.非自走器材の使用前点検作業 3.不備・異常発見時の報告 4.使用備品の準備作業 ③荷役作業（旅客機） 【一般・危険物貨物】 1.ネット掛け/外し作業 2.貨物積付/解体補助作業 3.貨物積付/解体作業 4.固縛作業 5.システム入力・登録作業 ④車両作業（※2） 1.フォークリフト誘導作業 2.フォークリフト使用前点検作業 3.不備・異常発見時の報告 4.スキット整理作業	(1) 貨物取扱作業 ①貨物選定確認・仕分作業 1.個数、行先、外装ダメージ確認作業 2.貨物ラベルの確認作業 3.不備・異常発見時の報告・判断 ②荷役準備作業（旅客機・貨物専用機） 1.ULD使用前点検作業 2.非自走器材の使用前点検作業 3.不備・異常発見時の報告、使用可否の判断・処理作業 4.使用備品の準備作業 ③荷役作業（旅客機・貨物専用機） 【一般・危険物・大型・特殊貨物】 1.ネット掛け/外し作業 2.貨物積付/解体補助作業 3.貨物積付/解体作業 4.固縛作業 5.システム入力・登録作業 ④車両作業（※2） 1.フォークリフト誘導作業 2.フォークリフト使用前点検作業 3.不備・異常発見時の報告・判断 4.スキット整理作業 5.フォークリフト荷役作業 (解体・仕分・積付・搬送・トラック積載・卸し) ⑤管理作業 以下に示す作業に対する管理 1.貨物照合確認作業 (貨物貼付ラベルと書類の照合) 2.時間の管理（貨物引渡・飛行機出発/到着時間) ⑥指導 貨物取扱作業の指導・教育
	(2) 安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育（航空保安・危険物教育を含む） ②作業開始前の安全確認作業 ③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守 ④保護具装着・笛等の装備及び安全標識・装置等の確認作業 ⑤貨物上屋業務における事故・防疫予防 ⑥労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業		
関連業務 (上記必須業務に関する技能等の習得に係わる業務等で該当するものを選択すること)	(1) 関連業務 1.貨物・備品・資材等搬送作業 2.輸入貨物蔵置・蔵置貨物インベントリー作業 3.輸出貨物蔵置・蔵置貨物インベントリー作業 (2) 周辺業務 1.周辺器材・設備日常点検、始業前可動確認作業 (3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記（※3）に同じ		
使用する素材、材料等 (該当するものを選択すること)	1.マスターエアウェービルラベル 2.ハウスエアウェービルラベル 3.危険物ラベル 4.ショックウォッチ	5.チルトウォッチ 6.受託貨物搬送タグ 7.運送禁止HOLDタグ 8.ULDタグ	9.危険物積載ULDタグ
使用する機械、器具等 (該当するものを選択すること)	機械、設備（付属品を含む）、器具等 1.スキット 2.パレット 3.コンテナ 4.コンテナドローリー 5.パレットドローリー 6.ビニール 7.ストレッチフィルム 8.パレットネット 9.固縛ロープ 10.タイダウンベルト	11.シングルフィッティング 12.ダブルフィッティング 13.ガムテープ 14.シュリンクラップ 15.梯子 16.養生資材（段ボール・発砲スチロール） 17.安全帯 18.貨物取扱システム 19.ロアーデッキ用コンツァーゲージ 20.メインデッキ用コンツァーゲージ	21.貨物上屋無線機 22.フォークリフト（※2） (※2) 特別教育又は技能講習が必要
製品等の例（該当するものを選択すること）	航空貨物取扱作業に係る作業結果が製品となる。		
移行対象職種・作業とはならない作業例	1.フォークリフトを除く、構内特殊車両作業 2.搭降載・航空機誘導作業		